

令和 6 年度 総務常任委員会資料

令和 6 年 4 月 1 日現在
消 防 局

消防局機構図

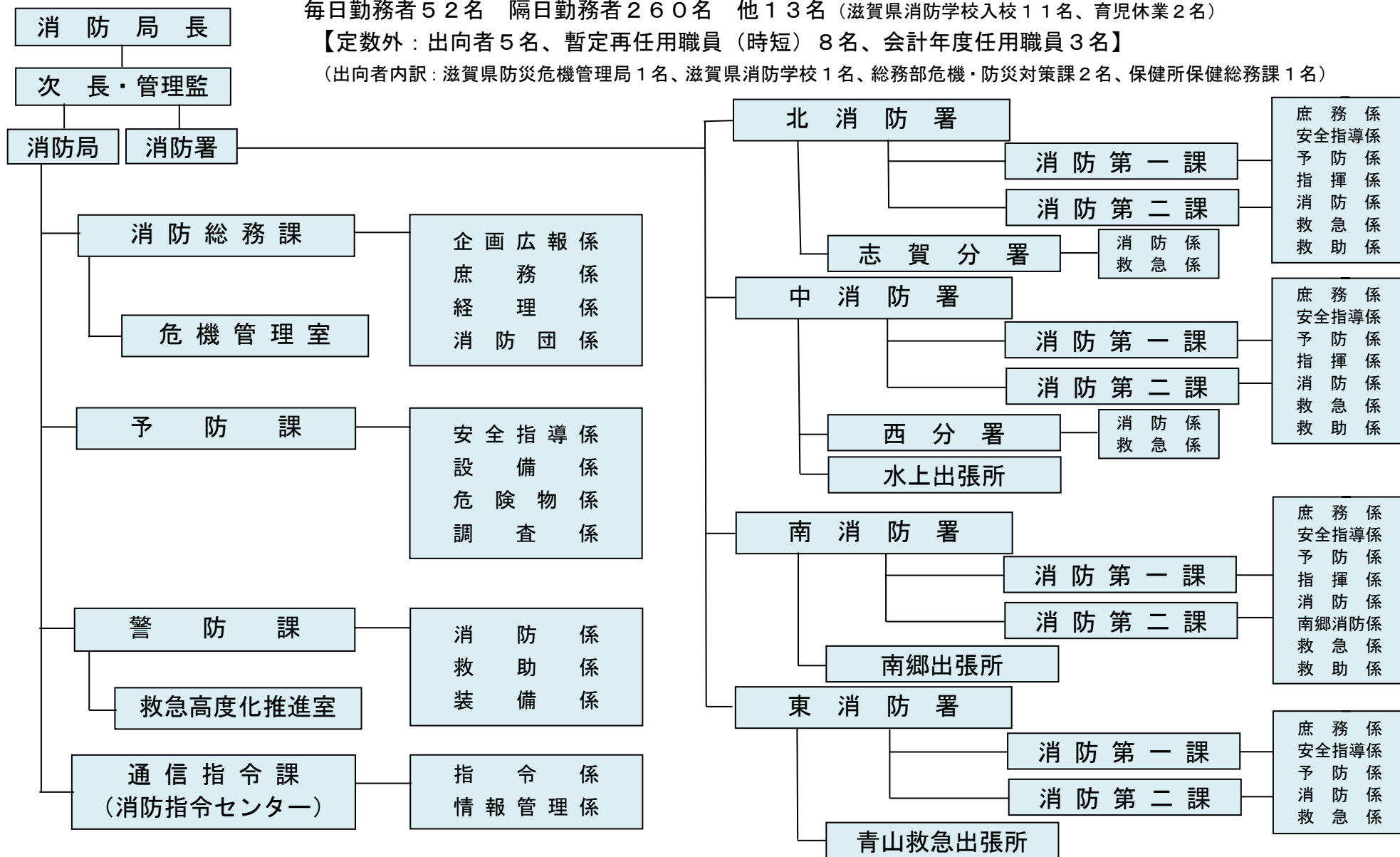
条例定数 337 名 実員 325 名（暫定再任用職員 2 名含む）

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

毎日勤務者 52 名 隔日勤務者 260 名 他 13 名（滋賀県消防学校入校 11 名、育児休業 2 名）

【定数外：出向者 5 名、暫定再任用職員（時短）8 名、会計年度任用職員 3 名】

（出向者内訳：滋賀県防災危機管理局 1 名、滋賀県消防学校 1 名、総務部危機・防災対策課 2 名、保健所保健総務課 1 名）



消 防 局

消防局長、次長、管理監（通信指令課長事務取扱）

消 防 総 務 課

1 課の事務概要

（１）企画広報係

- ア 消防施策の総合企画・調整、主要事業の進行管理、事務事業の評価に関すること。
- イ 消防局主催事業の企画及び総括、消防に係る情報の収集、分析及び統計の総括に関すること。
- ウ 消防組織及び消防力の配置計画に関すること。
- エ 職員の教養及び研修の計画、広報活動の総括、消防音楽隊事務に関すること。
- オ 条例、規則等の制定・改廃、応援協定等の締結に関すること。

(2) 庶務係

- ア 職員の任免、分限、懲戒、表彰、公印の管守・文書の収受、編さん等に関する事。
- イ 職員の配置、服務及び規律、消防作業従事者等の公務災害補償に関する事。
- ウ 職員の研修・福利厚生及び保健衛生、消防職員委員会に関する事。
- エ 滋賀県消防長会事務局事務、他課の所管に属しない事。

(3) 経理係

- ア 消防施設の建設及び保全、消防施設用地等の賃借に関する事。
- イ 国、県補助金及び特別交付金、消防予算の編成及び執行に関する事。
- ウ 物品の請求、その他購入物品、予算差引事務及び各種命令書の作成発行に関する事。
- エ 諸収入に伴う請求、調達事務及び公金の支払、給与及び旅費計算と支出事務に関する事。

(4) 消防団係

- ア 消防団員の任免、分限、懲戒、表彰及び人事、消防団員の教養及び研修に関する事。
- イ 消防団員の公務災害補償及び共済事業、報酬、費用弁償、退職報償金等に関する事。
- ウ 消防施設及び備品等の整備保全に関する事。
- エ 消防団の運営連絡に関する事。

(5) 危機管理室

- ア 危機管理体制計画、業務継続計画に関する事。
- イ 各種危機事案の対策に関する事。
- ウ 危機管理に関する職員研修並びに意識啓発に関する事。
- エ 消防活動支援協定締結事業所等との連携に関する事。

(6) 消防総務課付

- ア 滋賀県防災航空隊へ1名を派遣
- イ 総務省消防庁へ1名を派遣
- ウ 滋賀県消防学校へ初任教育訓練生として11名入校
- エ 育児休業2名

2 令和5年度に実施した調査委託事業

中消防署西分署外壁改修及び女性用仮眠室工事に伴う設計業務委託

南消防署外壁改修工事に伴う設計業務委託

3 令和6年度の主な事業

(1) 消防活動体制の基盤整備

- ア 大規模災害時等消防防災拠点となる中消防署施設整備を完了し、早期の運用開始を図る。
- イ 既存消防施設長寿命化を図り、消防活動体制を向上させ、持続可能な組織体制の構築を図る。
- ウ 機能性を向上させた消防活動服を配備し、新たなガイドラインに適合した防火服等の更新整備を図る。

(2) 消防団を中核とした地域防災力の向上

- ア 消防団車両等更新整備
- イ 消防団・地域の連携、及び地域防災指導員のさらなる養成による地域防災力の充実強化

4 令和6年度のパブリックコメントの手続き

特になし

5 当面する課題、懸案事項

(1) 消防活動体制の基盤整備

既存消防施設長寿命化に向けた整備の検討

(2) 消防団を中核とした地域防災力の向上

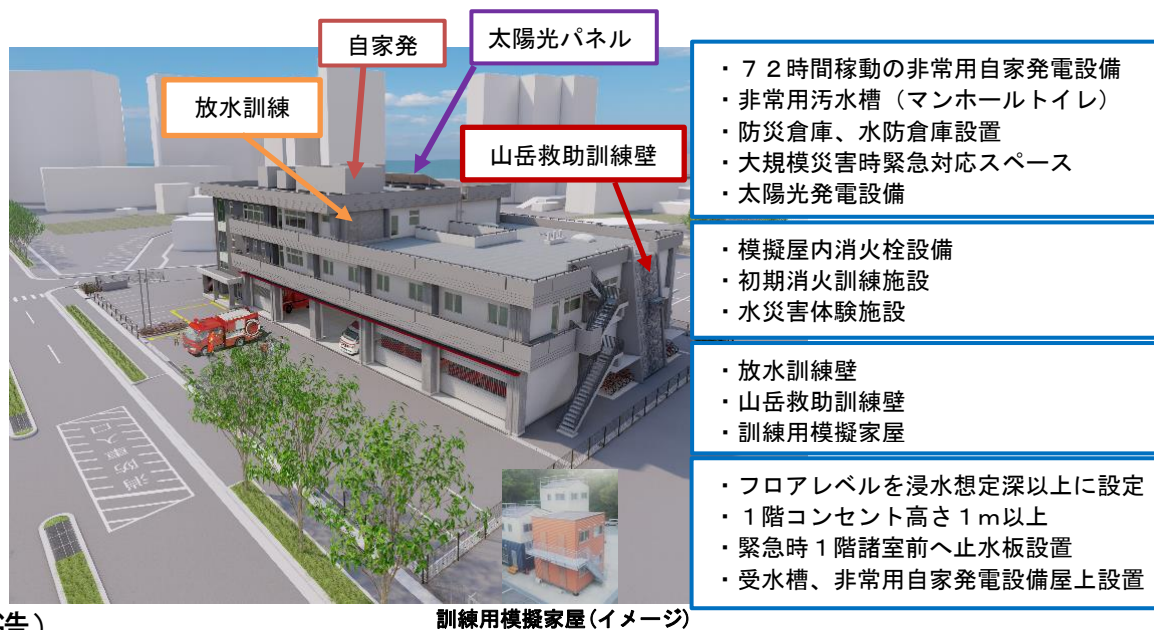
消防団員の確保、地域防災指導員の積極的な活用

6 その他、特に報告すべきもの

中消防署施設整備の現在の進捗状況

移転場所・建物規模・スケジュール

- (1) 移転場所：大津市皇子が丘三丁目地先
- (2) 敷地面積：2, 550. 93m²
- (3) 建築面積：1, 169. 39m²
- (4) 延床面積：2, 668. 46m²
- (5) 階 数：地上3階建
- (6) 構 造：鉄筋コンクリート造（耐震構造）



年 度	主な内容
令和4年度	実施設計、計画通知（確認済証）、地元説明会、付帯工事、建設工事入札、契約締結
令和5年度	地元説明会、起工式、建設着工、昇降機入札
令和6年度	工事完了、指令システム工事、竣工式、運用開始

予 防 課

1 課の事務概要

(1) 安全指導係

- ア 自主防災組織等の育成指導に関すること。
- イ 住宅の防火対策に関すること。
- ウ 予防広報及び防火運動行事の企画に関すること。
- エ 学区自主防災組織活動補助及び地域防火・防災資器材整備事業補助に関すること。

(2) 設備係

- ア 建築物の許認可及び確認申請の同意事務に関すること。
- イ 消防用設備等及び特殊消防設備等の指導に関すること。
- ウ 消防対象物の立入検査及び防火指導に関すること。
- エ 防火対象物の違反是正に関すること。
- オ 防火対象物の防火管理及び防災管理に関すること。
- カ 防火対象物の統計に関すること。

(3) 危険物係

- ア 危険物関係の許認可事務及び検査に関すること。
- イ 危険物取扱者、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の指導に関すること。
- ウ 危険物施設の立入検査に関すること。
- エ 危険物施設の指導及び違反是正に関すること。
- オ 危険物関係の統計、調査及び研究に関すること。
- カ 危険物保安審議会に関すること。

(4) 調査係

- ア 火災の調査、統計等に関すること。
- イ 類似火災の防止対策に関すること。
- ウ 火薬類の許可等の事務（煙火の消費並びに建設用びょう打ち銃用空包及び救命索発射銃用空包の譲受け及び消費に係るものに限る。）に関すること。
- エ 課の一般庶務に関すること。

2 令和5年度に実施した調査委託事業

該当なし

3 令和6年度の主な事業

(1) 自主防災組織等の育成

ア 自主防災活動の支援

自主防災組織で実施される消防防災訓練をはじめ、補助事業による防火・防災活動や資器材整備の支援を行う。

令和6年度からは、自主防災活動の更なる活性化を図るため、学区自主防災組織活動補助金を拡充する。

拡充内容	補助率	活動経費の1/2から全額へ拡充
	上限額	70,000円から100,000円に増額

イ 地域防災力充実強化の推進

自主防災組織や消防団を主体とした地域の防災関係団体との連携構築を目的に、地域防災力充実強化事業を推進する。

地域防災力充実強化事業スケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象学区数	6学区	10学区	10学区	10学区
累 計	6学区	16学区	26学区	36学区



【地域防災力連携強化会議の開催】

ウ 地域の防災に関する人材の育成

防災に関する知識や技術等を持つ人材の育成と防災教育を推進する。

令和6年度防災士フォローアップ研修スケジュール

	実施日	実施場所
第1ブロック	5月18日(土)	大津市北消防署
第2ブロック	5月12日(日)	大津市役所
第3ブロック	4月20日(土)	大津市立瀬田北小学校



【防災士フォローアップ研修の実施】



【小学生に対する防災教育教材の活用】

学校防災教育コーディネーター・アドバイザーを活用し、防災教育を支援する。

また、小学校3・4年生を対象に防災教育教材を配布する。

(2) 火災予防対策の推進

ア 住宅防火対策

住宅火災の防止と被害の軽減を目的として、住宅防火対策の強化に取り組むとともに火災予防啓発を推進する。

ポスターやチラシ、スタディ動画などを通じて住宅防火に対する意識の高揚を図る。

また、消防団による防火訪問や協定締結事業所との連携により住宅防火啓発を行う。

地域等の訓練では、消火体験装置を活用して火災の恐ろしさや初期消火の重要性を伝える。



【住宅防火啓発ポスター】



【スタディ動画の配信】



【協定締結事業所との連携】



【消火体験装置の活用】

イ 類似火災の防止

燃焼実験室の活用や関係調査機関と連携して火災の原因を究明し、得られた資料に基づいた効果的な広報を実施する。

また、製品火災にあっては、必要に応じてメーカーへの改善要望を行い類似火災の発生を防ぐ。



【燃焼実験室の活用】

ウ 事業所の防火対策

事業所に対して立入検査を実施し、防火管理業務等が適正に行われているかの確認や指導などを行う。

令和5年度 立入検査実施状況

事業所	危険物施設
2,351施設	183施設

また、自主防火・防災管理体制の確立を推進し、建物利用者の安全を確保する。



【避難管理ステッカー】



【防火管理啓発リーフレット】

4 令和6年度のパブリックコメントの手続き
特になし

5 当面する課題、懸案事項

(1) 自主防災組織等の育成に関すること
激甚化、頻発化する自然災害に備えて、自主防災活動の更なる活性化を図る必要がある。
(2) 火災予防対策に関すること
住宅火災の発生件数を減少させるため、引き続き住宅防火対策を強化する必要がある。

6 その他、特に報告すべきもの
特になし

警 防 課

1 課の事務概要

(1) 消防係

- ア 消防対策に関すること。
- イ 消防活動状況の確認及び指導に関すること。
- ウ 消防隊の運用計画に関すること。
- エ 消防隊の訓練計画に関すること。
- オ 消防総合訓練の計画及び指導に関すること。
- カ 大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年条例第27号）に基づく事前協議等（救助係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- キ 消防関係の統計に関すること。
- ク 消防水利の配置計画、設置及び修理に関すること。
- ケ 災害現場の管理及び活動支援に関すること。
- コ 消防活動技術の調査、研究及び指導に関すること。
- サ 水防資器材の配置及び管理に関すること。
- シ 消防応援に関すること。（協定の締結及び覚書の交換を除く）

(2) 救助係

- ア 救助対策に関すること。
- イ 救助活動状況の確認及び指導に関すること。
- ウ 救助隊の運用計画に関すること。
- エ 救助隊の訓練計画に関すること。
- オ 救助訓練の計画及び指導に関すること。
- カ 大津市生活環境の保全と増進に関する条例第 20 条第 1 項第 3 号の規程による事前協議に関すること。
- キ 救助関係の統計に関すること。
- ク 救助活動技術の調査、研究及び指導に関すること。
- ケ 国際消防救助隊に関すること。

(3) 装備係

- ア 車両・消防機械器具の配置、管理、整備及び操作指導に関すること。
- イ 機関員等の運転技能管理及び指導に関すること。

(4) 救急高度化推進室

- ア 救急対策に関すること。
- イ 救急活動状況の確認及び指導に関すること。
- ウ 救急隊の運用計画に関すること。
- エ 救急隊の訓練計画に関すること。
- オ 救急関係の統計に関すること。
- カ 救急活動技術の調査、研究及び指導に関すること。
- キ 医療関係機関等との協定の締結及び連絡に関すること。
- ク 応急手当の普及啓発に関すること。
- ケ メディカルコントロール協議会に関すること。

2 令和5年度に実施した調査委託事業

防火水槽撤去工事に係る測量設計業務委託（仰木二丁目）

3 令和6年度の主な事業

(1) 消防・救助活動

複雑、多様化する各種災害に迅速、的確に対応するため、活動資機材の整備を図るとともに、各種訓練等を通じて指揮隊、消火隊及び救助隊の災害現場対応力強化と安全管理体制の更なる充実を図る。

消防資機材整備	放水器具（アタックスパイクノズル2本） 現場指揮用資機材（作戦指揮台3台）
---------	--

【訓練重点項目】

- ア 建物火災現場における安全管理体制の構築
- イ 指揮隊を中心とした現場指揮活動及び指揮支援体制の確立
- ウ 各隊（指揮隊、消火隊、救助隊、救急隊）及び隣接署との連携強化



火災想定訓練

(2) 特殊災害活動体制の整備

大規模地震災害や毒劇物漏洩及び生物・化学災害並びに山岳・水難事故等にかかる特殊災害への対応能力の向上を図るため、各種資機材の継続的な整備を図る。

特殊災害活動用資機材整備	水難救助資機材 ・ 潜水用資機材一式 3 式 高度救助資機材 ・ 地中音響探知機 ・ 熱画像直視装置
--------------	--



潜水資機材一式



地中音響探知機



熱画像直視装置

【訓練重点項目】

- ア 山岳救助訓練／水難救助訓練
- イ 土砂・風水害や地震災害、NBCテロ災害対応を含む大規模・広域災害対応訓練
- ウ 複数の救助隊による救助隊連携訓練



山岳救助訓練



水難救助訓練



大規模・広域災害対応訓練
(緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練)



救助隊連携訓練

(3) 救急高度化の推進

新規救急救命士3名を養成するほか、認定救急救命士（薬剤投与・気管挿管の高度救命処置が行える。）の養成及び再教育体制の確立を行うとともに、三病院（滋賀医科大学医学部附属病院、大津赤十字病院、市立大津市民病院）において救急隊員が実習を受けながら、出動要請があれば医師、看護師とともに救急出動する「病院派遣型救急ワークステーション」を継続して実施し、救急隊員の資質の向上を図る。



救急隊の活動訓練



ワークステーションでの実習

救急救命士の資格状況（令和6年4月1日現在）

	資格数	現場活動人員	
救急救命士	85名	54名	
気管挿管認定救急救命士	31名※	23名※	※救急救命士の内数
指導的立場の救急救命士	8名※	6名※	

救急救命士養成数

	令和6年度予定	令和5年度	令和4年度
救急救命士の新規養成	3名	3名	3名
気管挿管認定救急救命士の養成	2名	2名	2名
指導的立場の救急救命士の養成	1名	1名	1名

救急ワークステーション実施数

	令和6年度予定	令和5年度	令和4年度
派遣型救急ワークステーション	216回/年	205回/年	181回/年

※ 救急救命士は、生涯教育として2年間で48時間の病院での実習が必要（消防庁通知）
救急ワークステーションの運用により病院実習履修時間が飛躍的に増加

（4）消防車両等の整備

消防車両及び消防機械器具等の整備・点検を行い、災害出動時及び災害現場活動中における車両の故障、機械装備のトラブルの回避を図る。

令和6年度の車両整備、点検

自動車検査（車検）30台	車両法定点検	129台
はしご車年次点検 4台	消防艇年次点検整備	1艇

令和6年度の更新車両

救助工作車 1 台

高規格救急自動車 1 台

災害支援車 1 台

林野火災工作車 1 台

小型動力ポンプ 1 台



救助工作車



高規格救急自動車



災害支援車

(5) 消防水利施設の整備

大規模地震災害や大規模火災発生時における断水、減水等を鑑み、消火用水の確保のため耐震性貯水槽を設置するための設置計画や用地確保の他、学区要望や老朽化防火水槽の維持整備を図る。

また、企業局による水道管布設工事等に合わせて、消火栓の適正配置のための更新や増設を実施するとともに、維持管理のための点検を行い、不備、修理が必要なものについては修繕を図っている。

耐震性貯水槽等の整備数（令和5年度末）

耐震性貯水槽	2 2 7 基
消火栓の整備数	6 3 2 9 基



防火水槽



消火栓

4 令和6年度のパブリックコメントの手続き

特になし

5 当面の課題、懸案事項

(1) 救急業務体制の充実

救急件数の増加を見据えた救急体制の構築を図る必要がある。

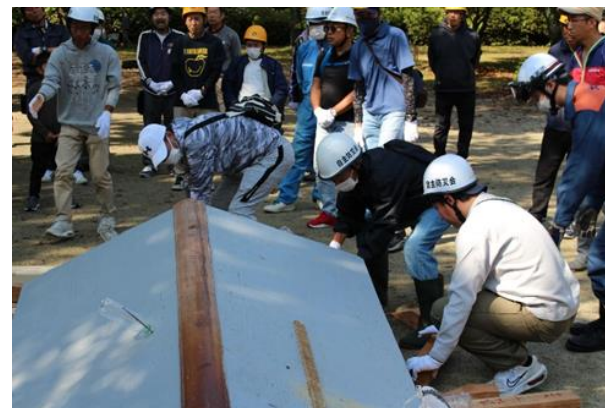
6 その他、特に報告すべきこと

今年度の訓練予定

(1) 夏期災害対応訓練 9月8日(日) <南消防署管内>



(2) 大津市総合防災訓練 11月10日(日) <小野学区>



(3) 文化財消防訓練 1月下旬 <東消防署管内>



(4) 令和7年消防出初式 1月5日(日) <大津市民会館及びびなぎさ公園一帯>



通 信 指 令 課（消防指令センター）

1 課の事務概要

（１）指令第１・２係

- ア 消防通信業務、各種災害の情報収集及び伝達に関すること。
- イ 火災、救急、救助その他の災害の受報及び出動指令に関すること。
- ウ 非常招集の伝達並びに関係機関への連絡及び出動要請に関すること。
- エ 気象情報の収集及び伝達に関すること。
- オ 火災警報、火災注意報及び消防信号に関すること。
- カ 課の一般庶務に関すること。

(2) 情報管理係（兼務職員）

- ア 電子計算機器及び補助記録媒体の管理に関すること。
- イ 端末機の操作研修並びにネットワーク及びパスワードの管理に関すること。
- ウ 情報の電子計算組織による管理化に関する調査、企画に関すること。
- エ 情報の管理、消防統計事務に関すること。

2 令和5年度に実施した調査委託事業

該当なし

3 令和6年度の主な事業

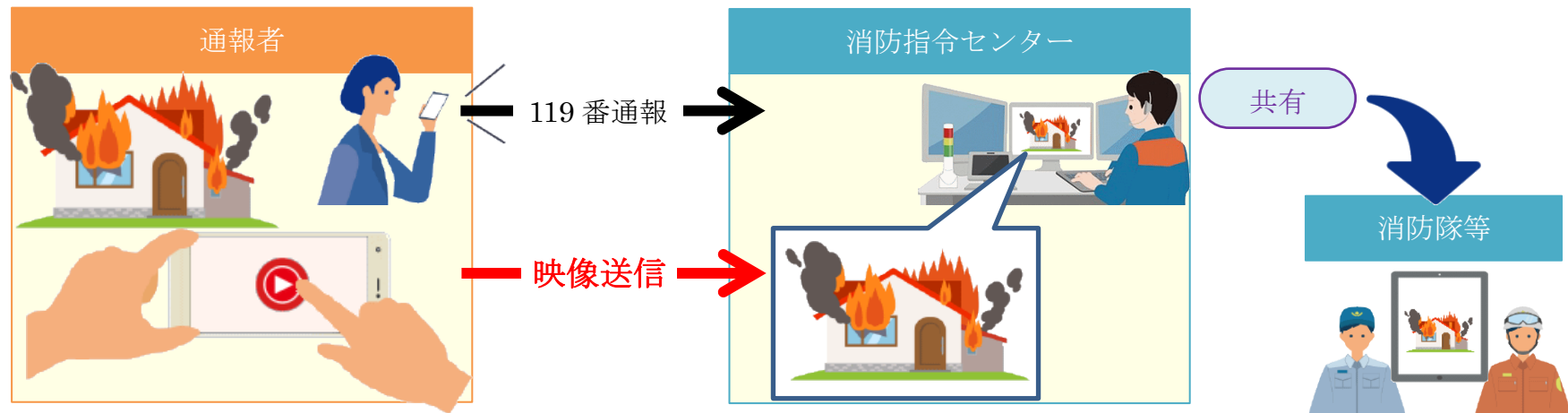
(1) 高機能消防指令システム等の効果的な運用

消防指令センターの基幹となる消防指令管制業務を適正に管理し、迅速的確な災害情報の収集を行うとともに、三者間同時通訳、Net119緊急通報システム及び消防指令センターで119番通報を受信できなくなった場合に業務継続を維持する緊急通報迂回措置など、各システムの機能を最大限活用して災害現場活動を支援する。また、消防救急デジタル無線設備等の各種情報通信機器の安定稼働を維持し適正な管理に努める。



(2) 映像通報システム（Live 119）の運用

映像通報システム（Live 119）を活用し、通常の119番通報に災害現場の映像を加えて、消防指令センターにおける情報収集を視覚的に行うとともに現場映像を消防隊等と共有するなど、円滑な消防活動を支援する。



映像通報システム（Live119）活用例

【事故等】

事故現場からの通報に映像情報を加えることで、救助隊や救急隊の増強判断を迅速に行う。



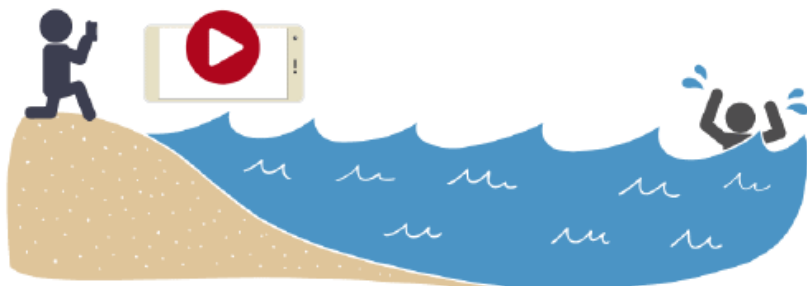
【救急】

心肺停止など早急な応急処置が必要な場合では、通報者に応急手当の方法を動画で送信して口頭指導を行う。



【水難救助】

水深や流れの速さを映像で確認し、要救助者が流される先へ水難救助隊の派遣など、意思決定の判断を迅速に行う。



【山岳救助】

災害発生場所の特定が困難な場合に、GPS位置情報を取得してGoogleマップで確認を行う。



(3) 消防救急デジタル無線設備の更新に伴う実施設計

消防救急デジタル無線設備は、平成26年から運用し、製造業者による保守対応期限を迎えるため、安定稼働を維持するための部分更新に係る実施設計を行う。

4 令和6年度のパブリックコメントの手続き

特になし

5 当面する課題、懸案事項

(1) 消防指令システム等の適正な維持管理に関すること

- ア 次期高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備の更新
- イ 消防指令センターの共同運用など将来を見据えた検討

6 その他、特に報告すべきもの

特になし

消 防 署

1 消防署の概要

市内には、4 消防署、2 分署、3 出張所を配置している。

消防署には日勤する次長級職員の署長のほか、当直勤務の責任者として隔日勤務する課長級職員を、更に、分署には日勤する課長級職員の分署長をそれぞれ配置し所属長の位置付けと責務を明確にして、初動対応力の充実と現場安全管理の強化を図っている。

消防署をはじめとする各消防庁舎には、消防力の整備指針・消防水利の基準に基づき、各種災害に即応するための消防車両と職員を配置すると共に、消防署で勤務する職員の多くは24時間勤務の交代制で、昼夜を問わず災害への出動体制を整えている。



【参考】中消防署イメージカラー（黄色）



防火衣の腕章



消火用ホース

(1) 北消防署

ア 人員配置

署長以下70名を配置し、本署51名、
志賀分署19名（内、暫定再任用職員1名）
で構成している。

イ 管轄及び実状

志賀地域4学区（小松、木戸、和邇、小野）と北部地域8学区（葛川、伊香立、真野北、真野、堅田、
仰木、仰木の里、仰木の里東）の12学区を管轄し、管内には、比良山系や琵琶湖に面した水泳場があることから、火災や交通事故の発生のほか、山岳や水難など多種多様な災害が発生する。

こうした災害に対応するため指揮隊を配置すると共に、令和4年10月には特別救助隊を発隊して災害対応にあたっている。

また、庁舎には、消防署機能に加え「北部地域総合消防防災センター」として、市民防火防災教育機能、訓練塔、防災備蓄倉庫、燃烧実験室等を設置し、さらに、大規模・広域的な災害発生に備えて、津波・大規模風水害対策車、自家給油施設、72時間対応の自家発電設備を配備している。



(2) 中消防署

ア 人員配置

署長以下 85 名を配置し、本署（水上出張所含む）
56 名（内、暫定再任用職員 5 名）、西分署 29 名で
構成している。

イ 管轄及び実状

西部地域の 5 学区（雄琴、日吉台、坂本、下阪本、唐崎）と中部地域の 7 学区（滋賀、山中比叡平、藤尾、長等、逢坂、中央、平野）の 12 学区を管轄している。

古くからの街並みとオフィスビル、高層マンションが混在し、観光要所も多数有している。

市域の中央部に位置し、管内で発生する火災・救急・救助の災害対応はもとより、他の消防署管轄地域で発生する災害へも出動する機会が多い消防署である。

このことから指揮隊を配置するほか、大規模特殊災害等で中核的な活動を行う高度救助隊を市内で唯一配置している。

更に、消防艇（消防艇おおつ「湖都風」）を配備し、湖上での災害対応も担っている。



(3) 南消防署

ア 人員配置

署長以下68名（南郷出張所含む）を配置している。

イ 管轄及び実状

南部地域6学区（膳所、富士見、晴嵐、石山、南郷、大石）を管轄している。

京阪神のベッドタウンとして高層マンションや戸建て住宅、更には、大規模な工場や作業場が立地する地域となっている。

一般火災の他、こうした地域に関連した危険物火災等、特異な災害の発生に備え、市内で唯一化学車を配備するとともに、「消火活動技術の指導的立場の隊」と位置付ける特別消火隊、更には、指揮隊や特別救助隊を配置している。

また、庁舎3階には、煙体験、消火体験ができるコミュニティホールを設けている。



(4) 東消防署

ア 人員配置

署長以下41名（青山救急出張所含む）を配置している。

イ 管轄及び実状

東部地域7学区（瀬田、瀬田北、瀬田東、瀬田南、田上、上田上、青山）を管轄している。

JR琵琶湖線、東海道新幹線の鉄道や名神高速道路、新名神高速道路、京滋バイパス等の主要な幹線道路を抱えている。

人口は増加傾向にあり、京阪神のベッドタウンとして高層マンションや戸建て住宅のほか、学生用ワンルームマンションが多数ある地域で、救急出動をはじめとする各種事故や災害に対応している。



2 消防署の担当事務の概要

消防署は、署長をはじめとする日勤職員と、24時間勤務の交代制で勤務する消防第1課と消防第2課で構成している。

全ての消防署には、庶務・安全指導・予防・消防・救急の各係が、また、東消防署を除く3消防署には指揮係と救助係が、分署には消防係と救急係がそれぞれある。

署所においては、災害対応に関連する事務をはじめ、消防局の担当課と連携しながら火災予防や住宅火災対策、地域防災力の向上を担う事務を行っている。



北消防署庁舎



消防隊の訓練風景

(1) 消防第1・2課 庶務係 (4消防署 当直勤務者各2名)

- ア 職員の服務及び研修に関する事。
- イ 文書の収発、編さん及び保存に関する事。
- ウ 庁舎、施設及び器具の整備保存に関する事。
- エ 物品の請求、出納に関する事。
- オ 消防分団との連絡調整に関する事。
- カ 非常召集に関する事。
- キ 広報及び統計に関する事。
- ク 公印の管守に関する事。
- ケ その他署の庶務に関する事。

(2) 消防第1・2課 安全指導係 (4消防署 当直勤務者各2名、及び兼務職員各4名)

- ア 防火協力団体及び自主防災組織の育成指導に関する事。
- イ 防災関係行事の企画及び実施に関する事。
- ウ 住宅の防火対策に関する事。
- エ 防火協力団体及び自主防災組織に対する防火及び防災に係る相談に関する事。

(3) 消防第1・2課 予防係 (4消防署 日勤者各2～3名 当直勤務者各6名)

- ア 消防対象物の立入検査及び防火指導に関すること。
- イ 防火対象物の違反是正に関すること。
- ウ 消防用設備等の指導及び検査に関すること。
- エ 防火対象物の完成検査に関すること。
- オ 事業所の自衛消防組織等の育成指導に関すること。
- カ 予防広報及び火災の調査統計に関すること。
- キ 各種届出の受理及び証明に関すること。
- ク 事業所に対する防火及び防災に係る相談に関すること。



火災の発生を未然に防ぐ

(4) 消防第1・2課 指揮係 (北・中・南消防署 各係2名)

- ア 火災その他の災害の警戒及び防御に関すること。
- イ 災害現場における指揮、支援、広報及び観察に関すること。
- ウ 指揮業務の諸計画に関すること。
- エ 災害現場での活動に係る安全管理及び評価に関すること。
- オ 指揮業務に係る機械器具の整備保全に関すること。



現場で指揮をとる

(5) 消防第1・2課 消防係(消防署) 消防第1係・消防第2係(分署) 各係5～7名

- ア 火災その他の災害の警戒、防御に関すること。
- イ 救急、救助業務に関すること。
- ウ 消防活動の諸計画に関すること。
- エ 消防機械器具の整備保全に関すること。
- オ 消防地水利の調査及び保全に関すること。
- カ 火災その他の災害の調査に関すること。
- キ 消防団員及び自衛消防隊等の訓練指導に関すること。
- ク 船舶火災、湖岸建物火災の警戒防御に関すること。(水上出張所)
- ケ 水難救助の支援活動に関すること。(水上出張所)
- コ 接岸箇所その他安全航行上必要事項の調査及び保全に関すること。(水上出張所)
- サ 陸上指定区域における警防・救急業務の支援活動(水上出張所)



(6) 消防第1・2課 救急係(消防署) 救急第1係・第2係(分署) 各係3～8名

- ア 火災その他の災害の警戒、防御に関する事。
- イ 救急業務に関する事。
- ウ 救急活動の諸計画に関する事。
- エ 応急救護体制の整備に関する事。
- オ 救急指導啓発に関する事。
- カ 救急器具の整備保全に関する事。
- キ その他救急業務の諸計画に関する事。



(7) 消防第1・2課 救助係 (北・中・南消防署 各係5名～6名)

- ア 火災その他災害の警戒、防御に関する事。
- イ 救助業務に関する事及び救助活動の諸計画に関する事。
- ウ 救助器具の整備保全に関する事及びその他救助業務の諸計画に関する事。



3 当面する課題、懸案事項

(1) 消防技術の維持と伝承

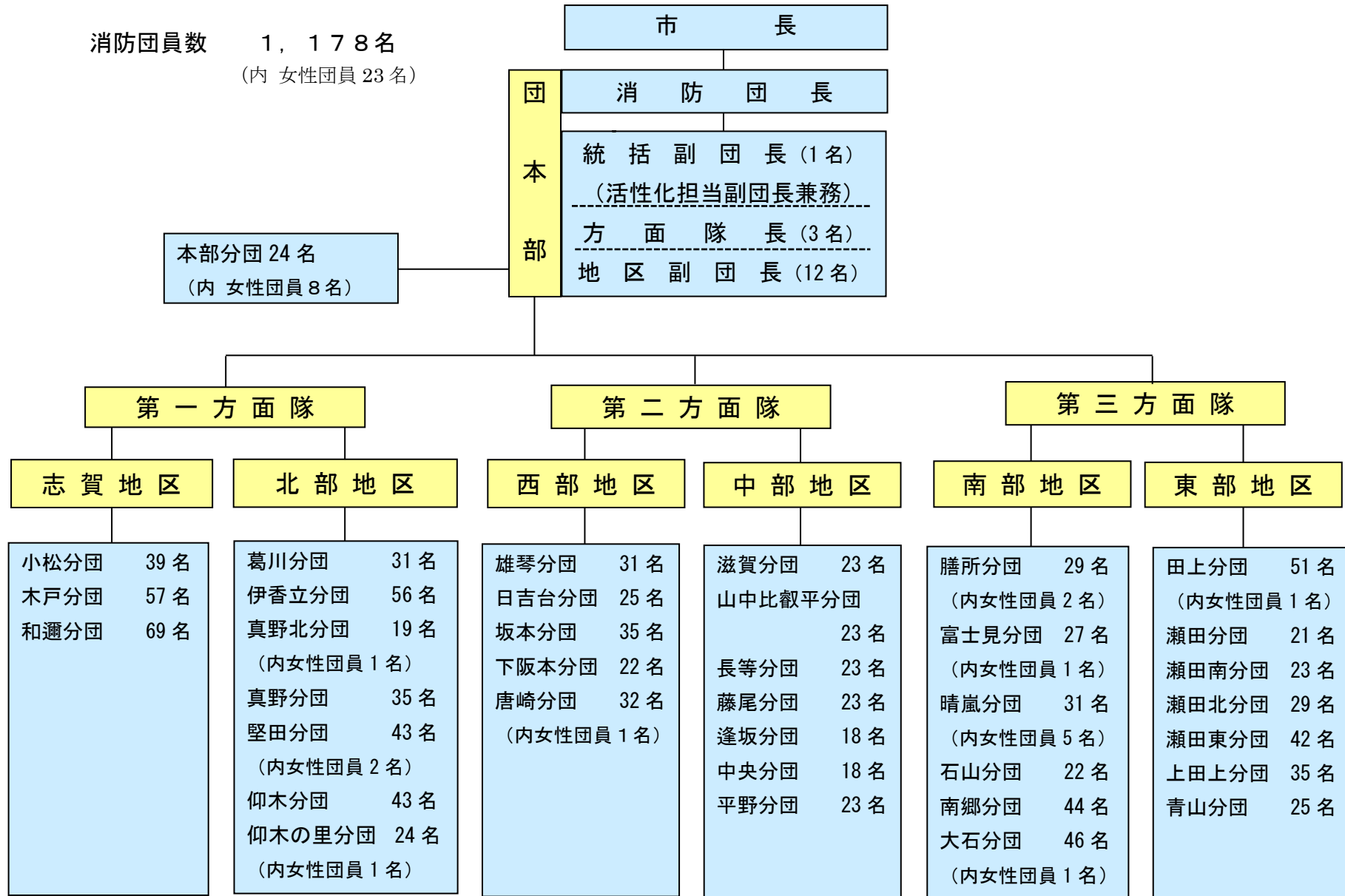
激甚化・頻発化する災害現場へ対応するためには、高度な消防技術の維持と現場経験の浅い若手職員への知識・技術の伝承が必要である。



消 防 団

消防団機構図（令和6年4月1日現在）

消防団員数 1, 178名
(内 女性団員 23名)



(1) 消防団の概要

大津市消防団は、本市の公的な消防機関であり、消防団員の身分は非常勤の特別職の地方公務員と規定されている。消防団員は、地域における消防・防災のリーダーとして平常時・災害時を問わず、地域に密着した活動を展開し、市民の安心と安全を守るという地域の消防・防災力の中核的な役割を担っている。

(2) 消防団の取組み

ア 災害活動及び警戒活動

火災現場での消火をはじめ、地震や風水害といった自然災害発生時の警戒巡視、避難誘導等、様々な現場で活動している。

イ 地域防災リーダーの養成

消防団地域防災指導員を追加養成するとともに、フォローアップ研修を実施し、地域防災力の向上を図る。

(3) 令和6年度の主な事業

ア 装備・資機材の充実強化

普通ポンプ自動車等4台の更新（普通ポンプ自動車3台、小型ポンプ積載普通自動車1台）

小型ポンプ積載軽自動車及び小型動力ポンプの更新

イ 機能別団員制度の活性化

令和3年4月1日施行で特定の活動を行う「機能別団員制度」を導入し、現在2大学の8名の大学生が在団、若い力で消防団の更なる充実強化と活性化を目指す。

ウ 災害対応能力の向上

各種災害に対応するための強化訓練を実施

地域防災指導員新規養成講習を実施

